

農山漁村環境力強化実証事業実施要領

制定 平成22年1月28日付け21環第191号
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知

第1 趣旨

農山漁村環境力強化実証事業実施要綱（平成22年1月28日付け21環第190号農林水産事務次官依命通知。（以下「実施要綱」という。）に基づく農山漁村環境力強化実証事業の実施については、実施要綱に定めるもののほか、本要領に定めるところによる。

第2 事務手続

1 事業実施計画の提出

(1) 実施要綱第3の1の事業実施計画の承認の申請は、別記様式第1号によって行うものとする。

なお、当該申請に当たって、事業の実施に係る費用の見積りが必要な場合は、異なる2者以上が作成した見積書（又はその写し）を添付するものとする。

(2) (1)の事業実施計画の策定は、別添第1号によるものとする。

2 事業実施計画の承認

実施要綱第3の2の事業実施計画の承認は、別記様式第2号によって行うものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第3の3の事業実施計画の重要な変更とは、以下に掲げるものとする。

(1) 事業実施主体の変更

(2) 発電出力の変更

(3) 発生電力の用途の変更

(4) 事業を中止又は廃止する場合

(5) その他計画の重要な変更が特に必要と認められる場合

4 事業の着手

(1) 事業の着手（機械・器具等の発注を含む。）は、原則として、補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合には、あらかじめ事業実施主体はその理由を明記した交付決定前着手届（以下「着手届」という。別記様式第3号）を提出するものとする。

(2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合、交付決定までに生じた損失等は、事業実施主体の責任とする。

- (3) 事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、農山漁村環境力強化実証事業費補助金交付要綱（平成22年1月28日付け21環第190号農林水産事務次官依命通知。）第4の規定による申請書の備考欄に着手または着工の年月日及び交付決定前の着手届または着工届の文書番号を記載するものとする。

第3 事業の実績報告等

実施要綱第4の事業の実績報告は、別記様式第4号により、事業完了年度の翌年度の6月末日までに、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長（以下「環境バイオマス政策課長」という。）に提出するものとする。

第4 助成対象

- 1 事業実施主体が実施中又は既に終了している事業を本事業の助成対象とすることは、認めないものとする。
- 2 補助金は、本事業実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設整備の規模については事業目的に合致するものでなければならない。
- 3 実施要綱第6の国の助成の対象となる事業及び経費は、別表のとおりとする。

第5 事業の評価等

- 1 実施要綱第7の1による報告は、別記様式第5号により、事業完了年度の翌年度の9月末日までに行うものとする。
- 2 実施要綱第7の3による報告は、別記様式第6号により、事業完了年度の翌年度以降、5か年度にわたり、各年度の翌年度の9月末日までに行うものとする。

第6 知的財産権の帰属等

- 1 本事業の成果により特許権等の知的財産権を得た場合の所有権は、以下の条件を確認する別記様式第7号による確認書を環境バイオマス政策課長に提出することによって、事業実施主体に帰属するものとする。
 - (1) 事業実施主体は、知的財産権の出願又は取得後、遅滞なく、知的財産権の出願又は取得の状況について、別記様式第8号により報告書を作成し、環境バイオマス政策課長に提出するものとする。
 - (2) 事業実施主体は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を国に許諾するものとする。
 - (3) 事業実施主体は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、そのことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾するものとする。

る。

- 2 事業実施主体が本事業の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、環境バイオマス政策課長の承諾を要し、さらに、譲渡を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約等において定めた上で行われなければならない。

要領別表（第4の3関係）

助成対象事業	助成対象経費
<p>再生可能エネルギー供給施設整備事業 農山漁村地域と調和する、先進的な太陽光パネル（中空設置型等、100kW以上）を設置するために必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費 ・ 機械器具費
<p>再生可能エネルギー導入等推進事業 ア 技術実証用機器類導入費 太陽光パネル（中空設置型等、100kW以上）の設置に付随する設備費等 イ 再生可能エネルギー導入調査等経費 再生可能エネルギー導入検討のための立地調査、潜在需要調査、普及啓発のために必要な調査費 ウ 技術実証費 再生可能エネルギー供給施設を用いた技術実証に必要な経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 測量及び試験費 ・ 報償費 ・ 旅費 ・ 機械・備品費 ・ 消耗品費 ・ 光熱水料費 ・ 燃料費 ・ 役務費 ・ 委託料 ・ 使用料及び賃借料 ・ 研究機材費